

市県民税申告や所得税の確定申告の際には 「平成30年分 公的年金等の源泉徴収票」をご利用ください

平成30年中に厚生年金や、国民年金等の老齢または退職を支給事由とする年金を受けとられた皆さまに、平成30年分として支払われた年金の金額や源泉徴収された所得税額等をお知らせする「平成30年分 公的年金等の源泉徴収票」を日本年金機構が1月中旬から下旬にかけて送付します。市県民税申告や所得税の確定申告を行う際に必要となりますので大切に保管してください。

【源泉徴収票に関するお問合せ または 再交付受付】

- ▶ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165
(050で始まる電話でおかけになる場合は、☎03-6700-1165
※お問合せの際は、基礎年金番号をお知らせください。
(基礎年金番号は年金手帳、年金証書または年金額改定通知書など日本年金機構が送付した書類に記載されています。)
- ▶窓口での再交付は、最寄りの年金事務所へ
※基礎年金番号がわかる書類、本人確認ができる書類が必要です。詳しくは年金事務所にご確認ください。

問合せ：コザ年金事務所 お客様相談室
☎933-2267 ①→②
(自動音声案内となります)

事業所の
皆さまへ

法定調書等の 提出について!!

国税電子申告・納税システム
(e-Tax)が大変便利です!

法定調書の提出期限は、
平成31年1月31日(木)
です。

※給与支払報告書の市への提出は
平成31年1月15日(火)までをお願いします。
(市へのお問い合わせは、税務課 市民税係まで)

■ 法定調書

平成30年分の「給与所得の源泉徴収票等」(以下「法定調書という」)および「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(以下「合計表という」)の提出期限は、平成31年1月31日(木)となっております。

なお、税務署から合計表が送付されている方で、提出すべき法定調書がない場合には、合計表の「(摘要)」欄に「該当なし」と記載の上、提出をお願いいたします。

作成に当たっては、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を参考にしてください。

■ 給与・公的年金等の支払報告書および源泉徴収票の作成・提出は eLTAX が便利です!

給与・公的年金等の支払をする事業者の方は、支払報告書を市町村に、源泉徴収票を税務署にそれぞれ提出する必要がありますが、平成29年1月以降、地方税ポータルシステム(eLTAX)を利用すれば、支払報告書と源泉徴収票を一括作成し、送信することで、支払報告書は各市町村に、源泉徴収票は税務署に提出することが可能となりました(「電子的提出の一元化」といいます。)

※ご利用に当たっては、e-Taxの利用者識別番号の取得や電子証明書の登録などの事前準備が必要です。

税務署

平成31年度 市・県民税 兼 国民健康保険税申告のお知らせ

- ◆申告期間 平成31年2月18日(月)～3月15日(金)
- ◆受付時間 午前9時～11時30分、午後1時～4時
- ◆申告会場 市役所1階 正面玄関前プレハブ
混雑を避けるために指定日を設けました。
申告期間終盤になりますと大変混み合いますので、指定日での申告にご協力ください。

<申告日程表>

受付指定日	指定区域	受付指定日	指定区域
2月18日(月)	野嵩、普天間、新城	3月1日(金)	我如古、長田、志真志
2月19日(火)		3月4日(月)	
		3月5日(火)	
2月20日(水)	喜友名、伊佐、大山	3月6日(水)	宜野湾、愛知、神山、赤道、上原
2月21日(木)		3月7日(木)	
		3月8日(金)	
2月22日(金)	真志喜、宇地泊、大謝名	3月10日(日)	指定日に申告できない方
2月25日(月)		3月11日(月)	
2月26日(火)	嘉数、真栄原、佐真下	3月12日(火)	
2月27日(水)		3月13日(水)	
		3月14日(木)	
2月28日(木)	指定日に申告できない方	3月15日(金)	

※休日は閉庁ですが、3月10日(日)に限り申告受付を行います。

期間終了間近は
たいへん混雑しますの
申告はお早めこ!

市・県民税の申告について

■ 市・県民税の申告が必要な方

平成31年1月1日現在宜野湾市に住所がある方で、平成30年中に収入があった方は申告してください。また、収入がない方でも国民健康保険税、介護保険料などの減免や軽減を受ける方は申告が必要です。

▶次に該当する方は市・県民税の申告をする必要がありません。

- ① 所得税の確定申告書を、税務署または沖縄商工会議所へ提出される方
- ② 確定申告を電子申告(e-Tax)される方
- ③ 給与所得のみで、勤務先などから給与支払報告書が市役所へ提出されている方
- ④ 年金所得のみで、日本年金機構などから公的年金等の支払報告書が市役所に提出されている方
- ⑤ 前年は収入が無く、宜野湾市内の親族に扶養されている方(その扶養している親族が扶養控除対象として申告されていること)

※ただし、③、④の方でも医療費控除や社会保険料控除等を受ける場合は申告が必要になります。

▶営業・不動産・農業収入を申告される方へお願い

帳簿および領収書の確認がありますので申告の際には持参してください。また、収支内訳書も事前に作成してください(書類不備の場合、申告受付ができません)

■ 申告に必要なもの(必須)

・申告書 ・印鑑 ・マイナンバーカードまたは通知カード+顔写真付の身分証明書

■ 申告に必要な書類など

- 給与所得者、公的年金所得者……源泉徴収票
- 障がいをお持ちの方……障害者手帳など
- 営業所得者、不動産所得者……収支内訳書など
- 学生の方……学生証
- 国民健康保険・介護保険に加入の方……納付証明書
- 生命保険料や地震保険料の控除証明書
- 国民年金等に加入の方……社会保険料控除証明書
- 医療費控除を受ける方は、昨年中に支払った医療費の明細(医療費控除の明細書)および領収書

※申告前に合計額を計算し明細書を作成してください。(作成方法は市報12月号20ページまたは市HPを参照)

問合せ：税務課 市民税係 ☎893-4411 内線 225～228